
平成28年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映像コンテンツの海外展開と資金調達の在り方に関する調査事業） 報告書

平成29年2月

目次

1. はじめに	p.2
(1) 背景と目的	p.2
(2) 検討の全体像	p.3
(3) 検討方法の概要	p.4
(4) 検討経緯	p.5
2. 映像コンテンツ製作の現状	p.6
(1) 資金調達の方法	p.7
(2) 製作委員会とは	p.8
(3) 製作委員会方式によるコンテンツ製作／流通の現状の課題	p.9
3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応	p.10
(1) リスクの概要	p.11
(2) 海外におけるリスク対応	p.12
(3) 我が国におけるリスクへの対応	p.15
(4) 我が国のコンテンツ企業の課題	p.16
4. 考えられる対応策案	p.18
(1) 概要	p.19
(2) 対応策案	p.20
(3) 必要となる制度	p.28
5. 用語解説	p.36

1. はじめに

(1) 背景と目的

我が国における映像コンテンツ産業は、我が国の重要な成長分野であり、国内だけでなく海外においても高い人気を得ているものもある。今後、我が国の映像コンテンツ産業の収益を拡大していくためには、より多くの映像コンテンツを海外へ発信し、海外でのビジネス展開を促進していくことが重要である。

しかしながら、現状においては、必ずしも我が国の映像コンテンツの海外展開が円滑に進められていない事例も見受けられる。**海外展開の促進に向けた環境を整備し、海外展開における収益の最大化を図っていくための方策の検討**が必要となる。

本事業においては、現在多くの映像コンテンツの製作において採用されている製作委員会方式を踏まえ、現状の製作委員会における組合員間の契約内容、契約手続及び運用のあり方等の確認、並びに実効的な海外展開が可能となる方策の検討等を行う。併せて、映像コンテンツを継続的に製作するにあたっての多様な資金調達の在り方等についても検討する。

本事業において、製作委員会における利点を活かしつつ、製作委員会における契約及びその運用の在り方における留意点をまとめること等により、我が国の映像コンテンツの円滑な海外展開の促進を図る。

なお、本事業で検討対象とする「映像コンテンツ」は、製作委員会方式が特に活用されているアニメーション及び映画コンテンツを想定。

図表：主に想定する映像コンテンツ

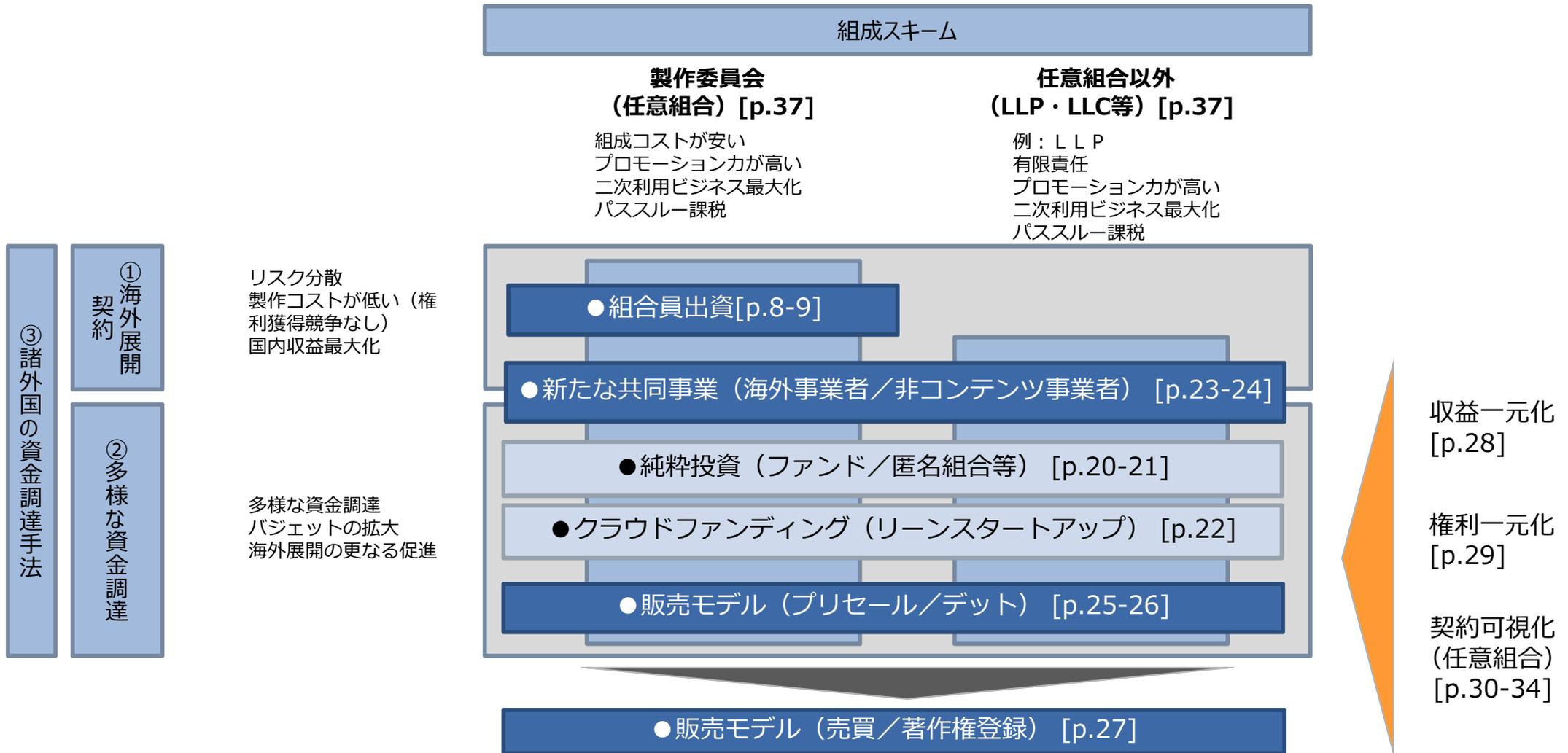
	映画	テレビシリーズ
アニメーション	○ 対象	○ 対象
実写	○ 対象	× 対象外

※本文中、注釈）*として記載のある用語は、巻末「5. 用語解説」にて解説を加えている。

1. はじめに

(2) 検討の全体像

- 検討方法①「海外展開にあたっての契約の在り方」では、製作委員会の特徴を調査し、様々なリスクへの対応方策を検討
- 検討方法②「多様な資金調達への在り方」では、①の現状を踏まえて、リスク対応の方法を検討
- 検討方法③「諸外国の資金調達手法」は、諸外国におけるリスクの管理方法を整理し、課題への対応策を考える上での参考とした



1. はじめに

(3) 検討方法の概要

- 前頁における「①海外展開可能な製作委員会方式」、「②多様な資金調達の在り方」、「③諸外国における資金調達手法」における検討方法は以下の通り

①海外展開にあたっての契約の在り方

- 製作委員会契約の可視化
 - 現状のオーソドックスな製作委員会契約における規定について、趣旨・問題点等を解説。
- 海外展開型契約モデル
 - 海外販路を有する海外事業者に対し、製作委員会にて制作した作品を販売する方法（販売モデル）
 - 海外販路を有する海外事業者との間で製作委員会を構成し、海外での流通を海外事業者に任せる方法（共同製作モデル）

③諸外国の資金調達手法

- 米、仏、中、韓の映像製作に係る資金調達手法について

②多様な資金調達の在り方

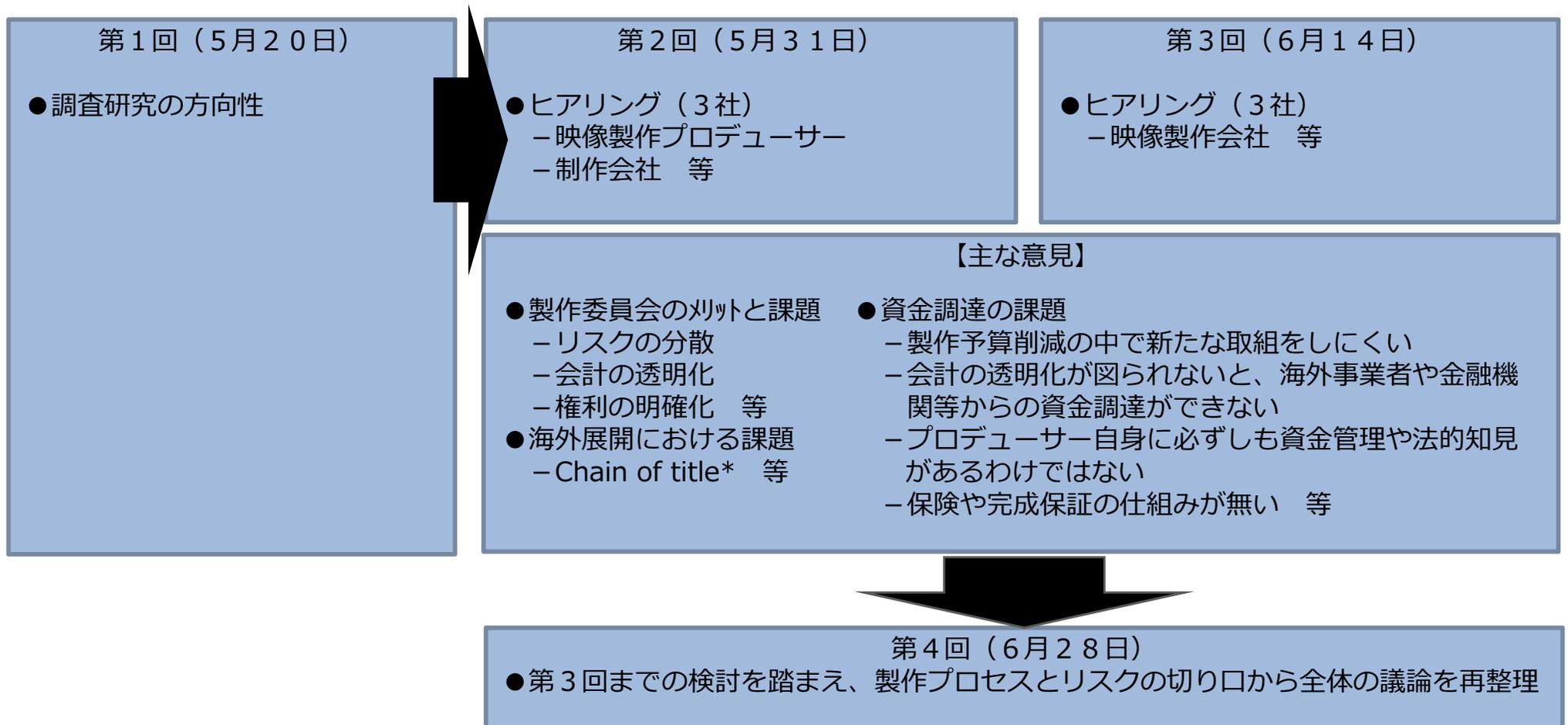
- 考えられるスキーム
 - 出資モデル
 - ・ 金融商品取引法型（例：匿名組合、コンテンツファンド）
 - － 第2種金融商品取引業、プロ向けファンド、少額第2種金融商品取引業の要件や手続等
 - ・ 購入型クラウド・ファンディング*型（「この世界の片隅に」等）
 - － 実効的な活用方法等
 - ・ 株式公開モデル（例：東映アニメーション等）
 - － 普通株・優先株を活用した株式公開の手法、メリット・デメリット等
 - 借入モデル
 - － 銀行借入等を行うにあたってのスキーム等（コーポレート、プロジェクトのメリット・デメリット）
- その他検討課題
 - 完成保証、配給保証
 - － 出資モデル、借入モデルの実効性担保等
 - LLPの組成
 - － LP型を活用する意義、手続等
 - 会計上の課題
 - － 特に海外から出資を募る場合の源泉税等

1. はじめに

(4) 検討経緯

- 映像製作プロデューサーや制作会社、映像製作会社等からのヒアリングを実施
- 企画・制作・流通・二次利用の各プロセスにおける「リスク」への対応を切り口として、今後映像製作において考えられる対応策や、そのために必要となる制度等について検討

図表：検討経緯



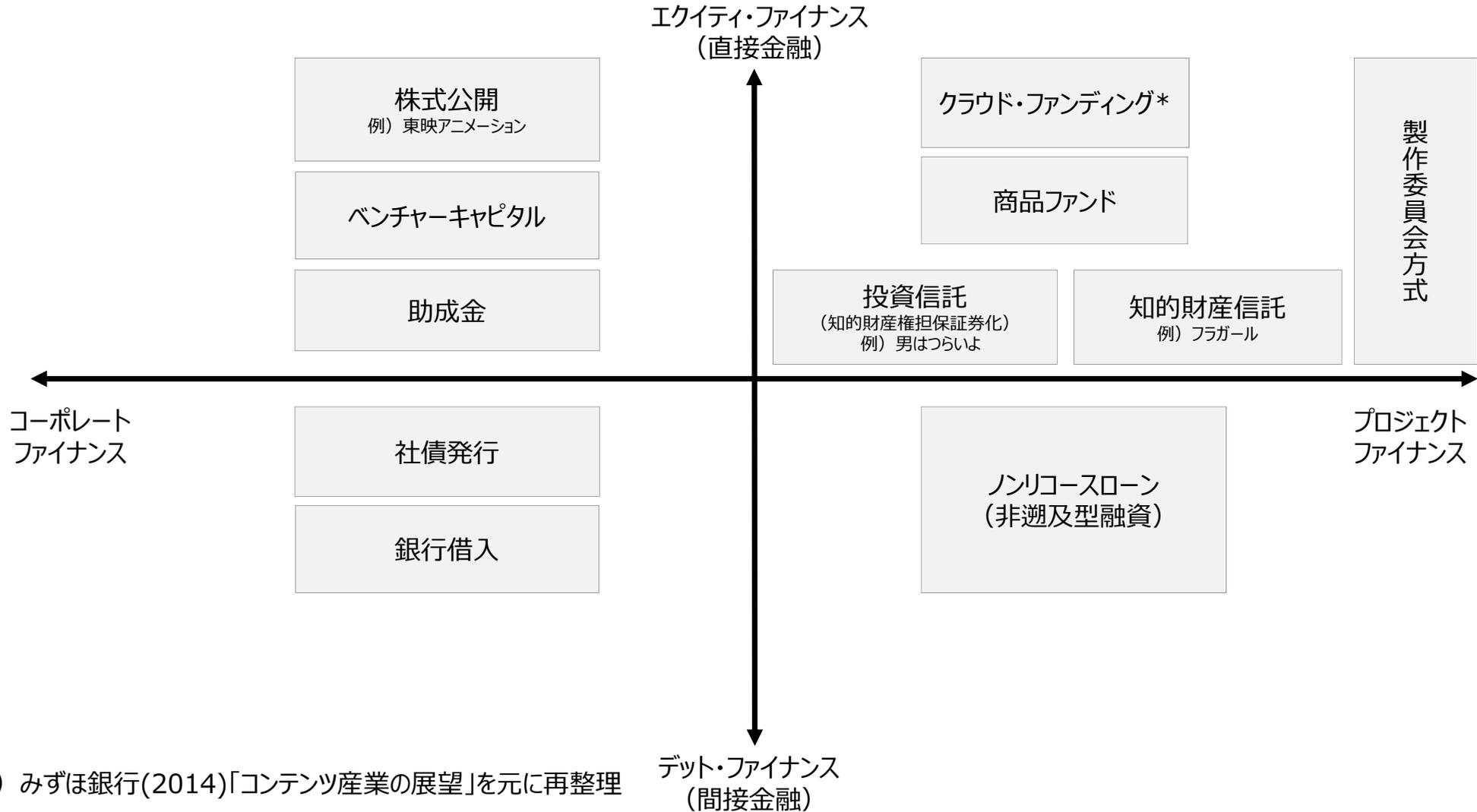
2. 映像コンテンツ制作の現状

本章では、我が国における映像コンテンツ制作の現状を説明する。具体的には、映像コンテンツの制作に係る資金調達の実態、多くの映像コンテンツの制作において採用されている製作委員会方式の仕組みや課題について記載する。

2. 映像コンテンツ製作の現状

(1) 資金調達の方法

- 映像コンテンツの資金調達手法に関する一般的な分類



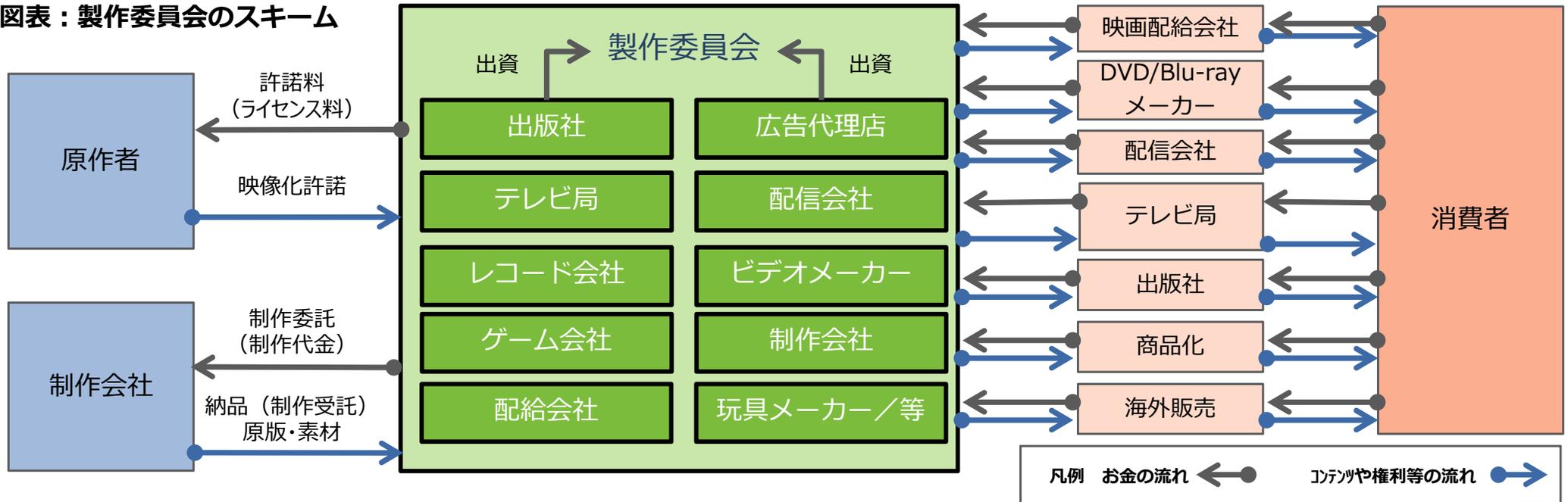
資料) みずほ銀行(2014)「コンテンツ産業の展望」を元に再整理

2. 映像コンテンツ製作の現状

(2) 製作委員会とは

- 製作委員会は、映画等の製作や利用等の共同事業を営むため、テレビ局、配給会社、制作会社、出版社、広告代理店及びビデオメーカー等の複数の企業がそれぞれ資金を出資して組成された共同事業体
- 多くは民法上の組合（任意組合）とされ、意思決定は組合員の合議。著作権等の権利は、特段の定めがない限り組合員の共有
- 現在、多くの映像コンテンツ製作における資金調達では製作委員会方式を採用

図表：製作委員会のスキーム



製作委員会の合理性	制度	<ul style="list-style-type: none"> 組成コストが安い（契約により組成可能） パススルー課税 国内における二次利用ビジネスの最大化 プロモーション力が高い（TV局のほか、各組合員のツールで広報できる） 等
	資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達リスクの分散 映像利用に関する窓口手数料収入の存在 製作コストを押さえやすい（組合員同士の権利獲得競争がなく、国内収益の最大化を図れる） 等

2. 映像コンテンツ製作の現状

(3) 製作委員会方式によるコンテンツ制作／流通の現状の課題

- 製作委員会方式は、映像制作における資金調達方法として一定の合理性がある
- 一方、任意組合契約は、構成員の無限責任であり、また、権利が共有であるため、特に海外展開の促進や新たなメディアへの対応の観点等からは、さらなる工夫が必要

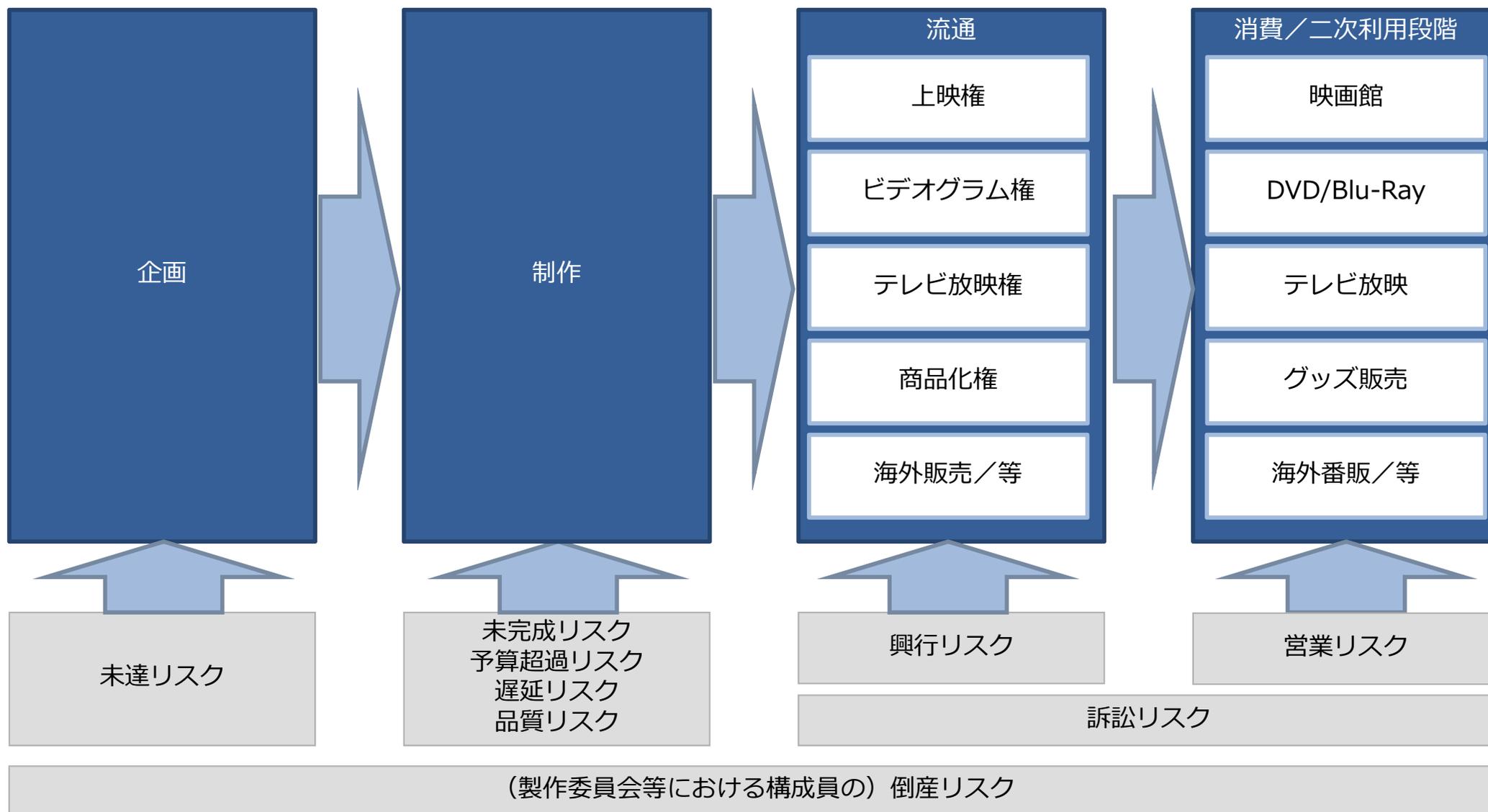
制度上の課題		
	<ul style="list-style-type: none">• 多くの場合、任意組合が採用されているため、構成員が無限責任を負うこと	
運用上の課題	海外展開促進の課題	
	海外事業者が参入困難	<ul style="list-style-type: none">• 国内市場に最適化しているため、海外事業者が参入しにくい構造であること<ul style="list-style-type: none">- 製作委員会契約が不透明- 海外販売窓口が不明確- 窓口手数料の存在など、収益構造が不明確（利益相反的構造）
	権利処理	<ul style="list-style-type: none">• 権利処理の煩雑さと機動性がないこと<ul style="list-style-type: none">- 作品に係る権利が組合員の共有となっていることから、利用にあたっては、組合員全員から許諾が必要- 海外事業者と一組合員が交渉しても、権利が分散しているため買い取ってもらえないリスク• 権利の死蔵化リスク（共有であるため、組合員の倒産や譲渡等により権利が分散）
	資金調達の課題	<ul style="list-style-type: none">• 組合員以外（海外事業者／非コンテンツ事業者）からの資金調達が見込めないこと<ul style="list-style-type: none">- 出資者が組合員（事業者）に限定されていることの限界（金商法により、組合員には事業従事性が求められる）
その他	<ul style="list-style-type: none">• 新しいメディアに対し、迅速に対応できないこと<ul style="list-style-type: none">- 権利が共有であるため、既存の窓口以外のメディアが出現したときに迅速に対応できない	

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応

本章では、映像コンテンツの製作において、どのようなリスクがあるのか、また、リスクに対して国内外でどのように対応しているかを整理し、我が国のコンテンツ製作の課題を抽出する。

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応 (1) リスクの概要

- 映像製作における様々なリスク（企画・制作・流通・消費／二次利用の各段階）



3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応 (2) 海外におけるリスク対応

- 海外では民間企業による完成保証や金融等の仕組みがあり、権利も一元的に保有されることが多い
- 一部の国では、政府による助成金等、人材育成も推進

	企画	制作	流通	二次利用段階
	未達リスク	未完成リスク 予算超過リスク 遅延リスク 品質リスク	興行リスク 訴訟リスク	営業リスク
	(製作委員会等における構成員の) 倒産リスク			
民間	<ul style="list-style-type: none"> ● 完成保証 ● ネガティブ・ピックアップ* ● 各種保険 等 		<ul style="list-style-type: none"> ● E&O保険 ● 権利明確化 <ul style="list-style-type: none"> - Chain of Title* - 権利一元化 等 	
政府	<ul style="list-style-type: none"> ● 制作に関する助成金等 (フランス・韓国) ● 人材育成 (韓国) ● 映画祭やビジネスマッチング (フランス・韓国) ● 国際共同製作*協定 (フランス・カナダ) 等 		<ul style="list-style-type: none"> ● クォータ制* (中国・フランス等) ● センサーシップ (中国) 等 	

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応 (2) 海外におけるリスク対応 (米国、仏国)

- 諸外国 (米国、仏国) における制作段階別にみたリスク回避の方法は以下のとおり

図表：諸外国における映像コンテンツの製作に係るリスク回避方法 (米国・仏国)

		企画	制作	流通	二次利用・その他
		未達リスク	未成/予算超過/遅延/品質リスク	興行リスク	営業/訴訟/倒産リスク
米国	実写映画	民間では出資/スタジオ・ファイナンス/プリセール/デット/完成保証/ネガティブ・ピックアップ/各種保険制度等を導入。 制作会社が製作費の一部を出資する作品が大半で、100%出資する作品は年間数本程度。	完成保証会社によって期日内に完成を保証。予算が超過した場合には完成保証会社が追加費用の支払いを行う。 各州における撮影インセンティブあり (雇用助成/宿泊・消費税免除/タックスクレジット等)。	ネガティブ・ピックアップ*が一般的である。大手スタジオでは、クロス・コラテラル*による資金調達が行われる。配給会社 (製作会社) が独立系プロデューサーの作品について、製作には携わらず配給のみ協力する場合がある。	Chain of Title*やE&O保険*による訴訟対策や、LLP/LLC等の有限責任のビークルが導入されている。
	アニメ映画	上記 (実写映画) 対応に加えて、カナダ等との国際共同製作の事例もみられる。		パイロット版を制作・放映し、視聴者の反応等を踏まえてシリーズ化に向けて検討する。	
	アニメ番組				
仏国	実写映画	地上波TV局の出資/制作者自身の出資/配給会社によるMG (最低保証金額*) の設定/国際共同製作による相手先国・地域の助成金/CNC (フランス国立映画センター) による自動助成や返済型の選択助成制度/政府支援機関の投資	映画の完成に必要なコストとして見積もられた金額がMG*として配給会社により設定されることが多い。また、国際共同製作*を中心に完成保証保険*が活用されている。 CNCによる自動助成や返済型の選択助成制度による支援。	配給会社がMG*を設定する。 CNCによる自動助成や返済型の選択助成制度による支援。	CNCによる自動助成や返済型の選択助成制度による支援。 コンテンツの短命化回避のため、劇場公開後に各媒体 (DVD、配信、放送等) へ展開できる期間を制限 (ウィンドウ規制)
	アニメ映画	上記 (実写映画) 対応等に加えて、プロデューサーが出資を得るフォーラムや多国籍での共同製作の増加	IFCIC (映画・文化産業融資組合) による債務保証のもとで、損害が生じた場合には公的資金が投入される。		
	アニメ番組	上記 (実写映画) 対応に加えて、放送事業者からの出資と、CNCによる支援が各2割程度・合計4割を占める。	CNCによる自動助成や返済型の選択助成制度による支援。	〔テレビ局に対し、放送番組のうちEU作品を60%以上 (うちフランス語作品が40%以上) 放送することを義務付け (クォータ制) 〕。	

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応 (2) 海外におけるリスク対応 (韓、中)

- 諸外国 (中国、韓国) における制作段階別にみたリスク回避の方法は以下のとおり

図表：諸外国における映像コンテンツの製作に係るリスク回避方法 (中国・韓国)

		企画	制作	流通	二次利用・その他
		未達リスク	未完成/予算超過/遅延/品質リスク	興行リスク	営業/訴訟/倒産リスク
中国	実写映画	中国における資金調達では、出資やスタジオ・ファイナンスによる実施が主流。政府による補助制度/人材育成制度/映画祭等の支援があるほか、中国市場に関心がある国等との間で国際共同製作協定を締結。政府、金融機関、国営テレビ局関連会社等が設立したファンド (中国文化産業投資基金) が、株式投資を通じ実写映画、テレビドラマ制作会社等、各種メディア・コンテンツ企業を支援。	ハリウッドの製作会社の買収などにより、米国型の契約スキームが取り入れられつつある状況。	ハリウッドの製作会社の買収などにより、米国型の契約スキームが浸透しつつある状況。クォータ制により配給に関する規制は厳しいが、出資者は興行リスクを踏まえ出資。映画館網に影響を持つ不動産大手企業が参入するケースもある。	ハリウッドの製作会社の買収などにより、米国型の契約スキームが取り入れられつつある状況。知的財産権の帰属は出資者の力関係で決まるものの、一社で独占したいとの意向が強い。
	アニメ映画 アニメ番組	上記に加え、国内の制作会社が中小企業中心であり、産業育成策 (産業集積地・企業の指定、税制優遇、光熱費への助成、全国・衛星放送に対する奨励金等) の対象になっている。アニメ番組では、大手メディアグループが出資するケースが主。ただし、大手IT企業が日本法人を設立し、日本の製作委員会に参加するケースも登場。	日本のアニメ制作会社の買収・出資の動き。表現規制に合致するよう表現・内容を改変 (日本原作作品を日本の制作会社と国際共同製作する際の対応)	クォータ制により放送に関する規制は厳しいものの、出資者は興行リスクを踏まえ出資。国務院関連部門の認定を経た作品、漫画会社の自主制作作品及び国務院関連部門が輸入すべきと認めた作品は、輸入税、輸入に関連する増徴税を免除できる	
韓国	実写映画	投資会社 (大手制作会社・配給会社等) が出資 (VC等) / デットのほか、政府による補助制度/人材育成制度/国際共同製作協定等 近年は中国をはじめとした海外資本からの投資も積極的に行われている	投資組合に対する政府の出資 投資会社が完成責任を負う	投資組合に対する政府の出資 投資会社が完成責任を負う	映画著作権については、メイン投資家 (大手制作会社・配給会社等) に帰属
	アニメ映画				
	アニメ番組	政府による投資 (アニメ専門投資組合)	政府による投資 (アニメ専門投資組合)		

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応 (3) 我が国におけるリスクへの対応

- 我が国では、企画段階における倒産リスクはプロデューサー等の自己責任によって対応し、制作段階以降も製作委員会の各組合員の無限責任によって対応
- 政府は、プロデューサー人材育成や政府間対話、国際見本市、JLOPなどの取組を推進

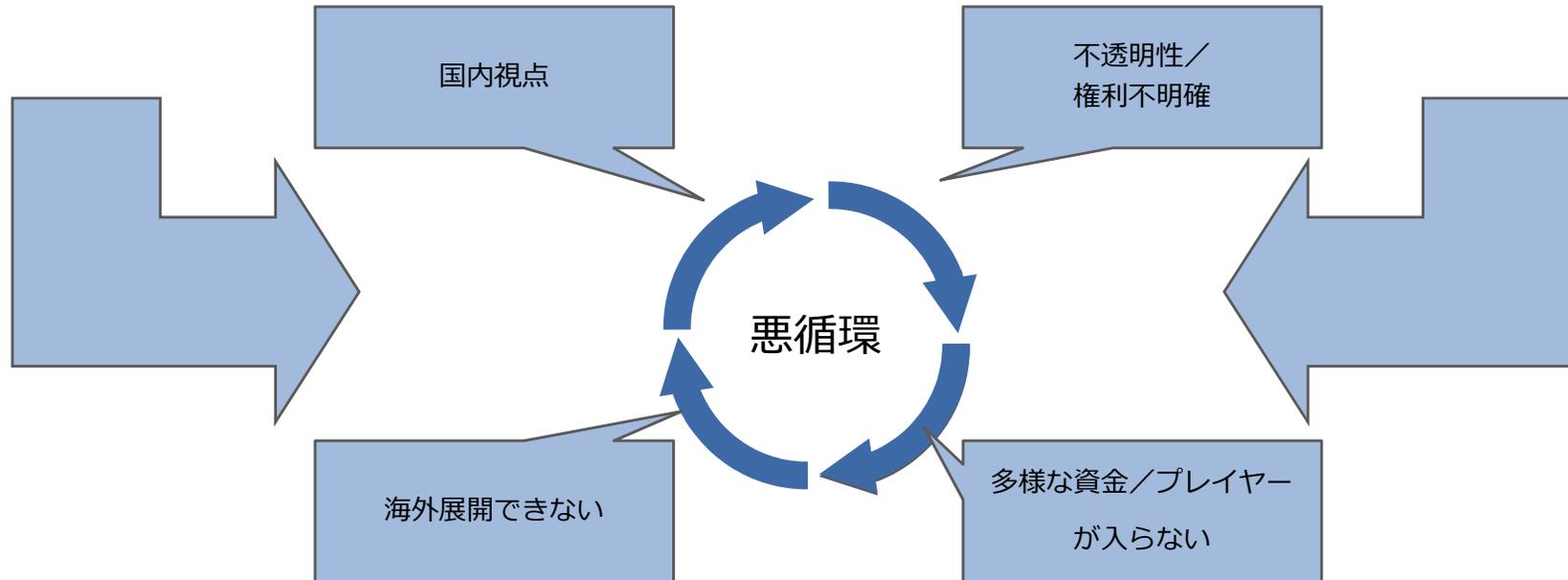
	企画	制作	流通	二次利用段階
	未達リスク	未完成リスク 予算超過リスク 遅延リスク 品質リスク	興行リスク	営業リスク
	訴訟リスク			
	(製作委員会等における構成員の) 倒産リスク			
民間	●自己責任による対応	●GP(General Partner)型の製作委員会による対応		
政府	●プロデューサー人材育成支援	●政府間対話による国際共同製作*の推進 ●国際見本市 (B to Bマッチングの場の提供) を通じた海外展開支援 ●JLOP (ローカライズ・プロモーション支援) / 等 ※このほか、文化庁において、国際共同製作やその他映画製作への補助等の支援がある		

3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応

(4) 我が国のコンテンツ企業の課題

- 我が国のコンテンツ企業が海外展開するにあたっての課題は、海外事業者や非コンテンツ事業者からの資金調達が見込みにくいこと、海外市場が十分に開拓できていないことなどが挙げられる
- その結果、ますます国内市場に依存してしまうという悪循環に陥っている

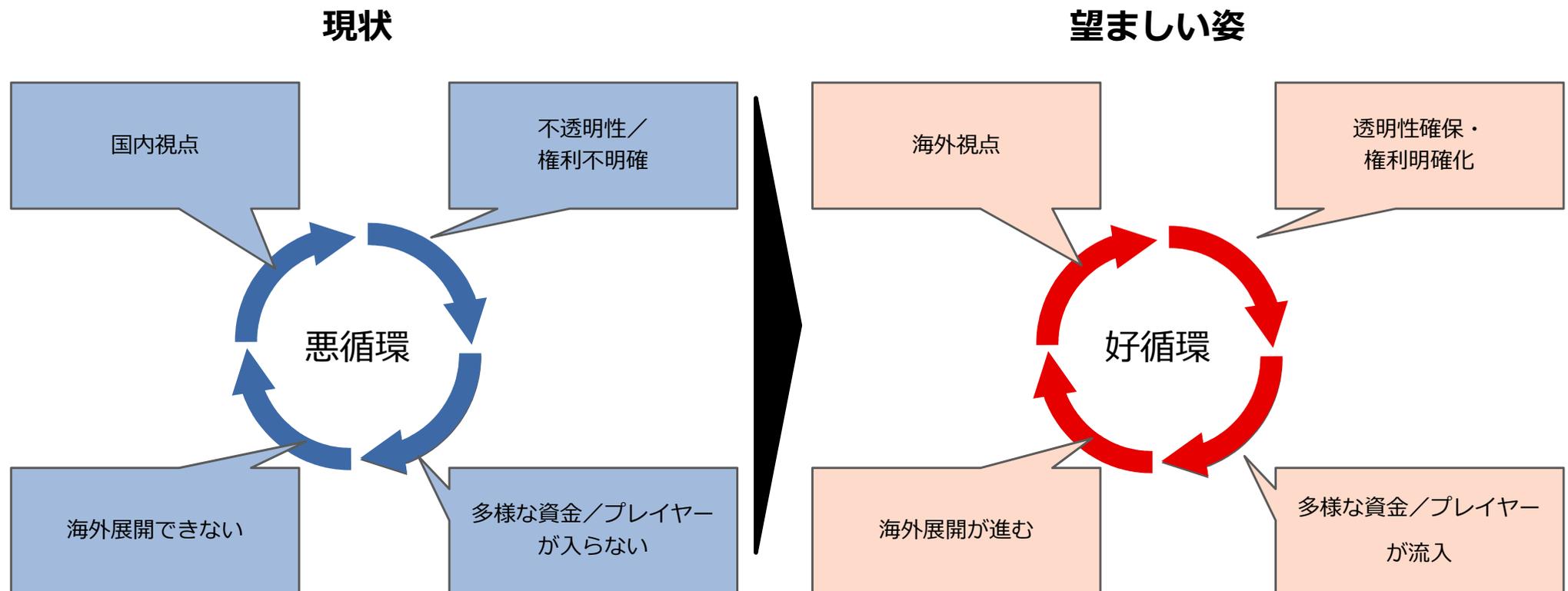
	企画	制作	流通	二次利用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外事業者や非コンテンツ事業者からの資金調達が見込めない – 不透明性（契約内容、利益相反的構造、各種管理（制作・資金・法務）） – 権利不透明 		<ul style="list-style-type: none"> ● 国内市場に最適化しているため海外事業者が参入しにくい – 海外販路を開拓できない – 知見が貯まらない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利処理の複雑さと機動性のなさ – 組合員全員から許諾が必要となり、迅速に対応できない – Chain of Title *に十分対応できていない



3. 映像コンテンツのプロジェクトにおけるリスクと対応

(4) 我が国コンテンツ企業の課題

- 国内市場中心の悪循環を転換し、**海外展開を促進するためには、海外視点でのコンテンツ制作・流通や多様な資金調達手法が必要**となるが、そのためには、**透明性確保や権利明確化が必要**
- 近年、動画配信市場やリメイク市場（アニメーションや実写）が拡大し、我が国コンテンツに対する海外からの引き合いも増加
- 権利の明確化をはじめ、映像製作における契約の在り方や会計等の透明性確保等に対するニーズが向上
- 好循環を促すための機運が高まりつつある



4. 考えられる対応策案

製作委員会は、国内市場におけるビジネスとしては合理的なシステムである。しかし、製作の各プロセスにおけるリスクへの対応、海外展開の促進及び新しいメディアへの対応の観点からは、更なる工夫が必要といえる。

そこで、本章では、海外展開等を促進するにあたって考えられる対応策案及びそのために必要な制度等について検討する。

4. 考えられる対応策案

(1) 概要

- コンテンツの海外展開や多様な資金調達に向け、投資の募集、共同製作並びにプリセール*及びデット等に積極的に取り組むべき
- 透明性確保や権利明確化等が必要となるが、知見のない事業者が多いことから、**専門家による協力や支援等**が求められる

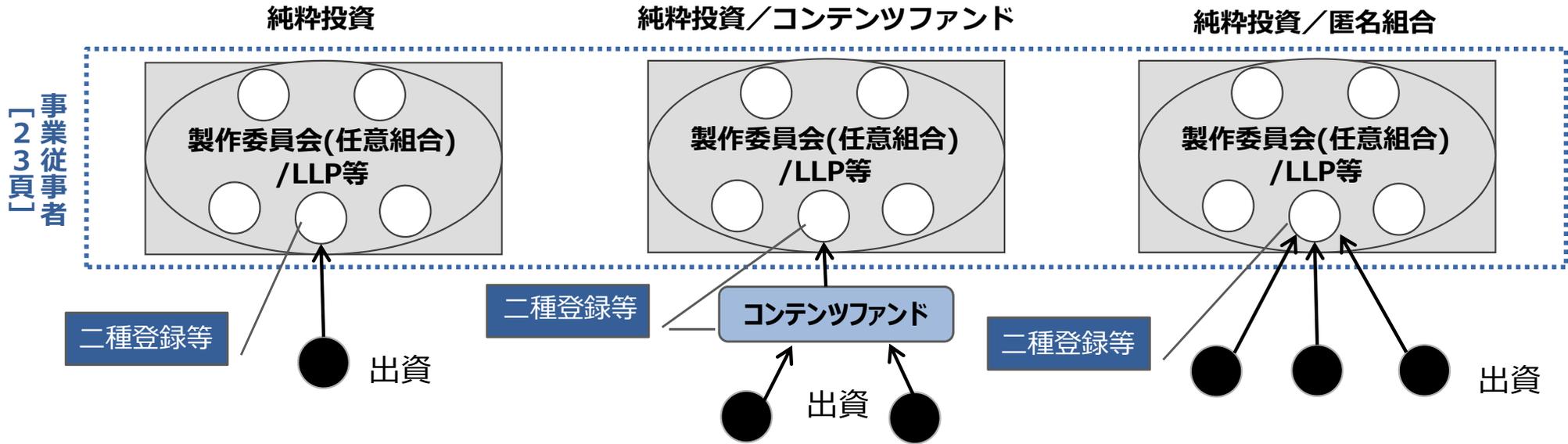
	企画	制作	流通	二次利用段階
対応策案	<ul style="list-style-type: none"> ● 純粋投資（ファンド、匿名組合*の組成） ● クラウド・ファンディング* ● 新たな共同事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 共同事業（海外事業者／非コンテンツ事業者） - 国際共同製作*（合作） ● 販売モデル <ul style="list-style-type: none"> - プリセール - デット（ネガティブ・ピックアップ*等） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 販売モデル <ul style="list-style-type: none"> - 売買（ライセンス／譲渡、買切／収入配分） 	
必要となる制度等	<ul style="list-style-type: none"> ● プロモーション力の向上 ● 企画の効果検証や企画力の向上 		<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性確保 <ul style="list-style-type: none"> - 契約可視化 - 収益一元化 ● 権利明確化 <ul style="list-style-type: none"> - Chain of Title* - 権利一元化やLLC組成 - 表明保証 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性確保 <ul style="list-style-type: none"> - マネジメント 			
専門家による支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> - 契約可視化 - 収益一元化 - マネジメント ● 権利の明確化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約可視化 - 権利一元化 - 著作権登録 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>▶</p> <p>製作委員会の概要の明確化 利益相反的構造の解消に向けた取組 資金管理・制作管理・法務管理、スキーム組成等の実施のための支援</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>▶</p> <p>権利関係の明確化、新たな仕組みの支援 権利を一元化するための契約や、LLC等のスキーム組成のための支援 著作権登録の実践に向けた支援</p> </div> </div>			

映像コンテンツの海外展開

4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ① 純粋投資 ～ビークルの選び方～

- 純粋投資（出資）モデルは、コンテンツ・ファンドや匿名組合*、クラウド・ファンディング*等を活用して、広く一般から資金を調達する方法
- **製作委員会（任意組合）・LLP等の組合員に対する出資や、匿名組合の営業者が製作委員会（任意組合）・LLPを構成する方法をとるが、募集者には金融商品取引法上の規制（第二種金融商品取引業等）がかかる**
- 既存のコンテンツ事業者以外から広く投資の募集をするにあたっては、**会計の透明化や権利の明確化**を図ることが必要



※二種登録等の詳細は、「5. 用語解説（第二種金融商品取引業登録・適格機関投資家等特例業務について）」を参照

※株式会社やLLCを活用する場合は、株主又は社員の募集の形をとる。各ビークルの特徴については「6. 用語解説（ビークル別の特徴）」を参照。

図表：既存のコンテンツ事業者以外からの出資で期待される効果

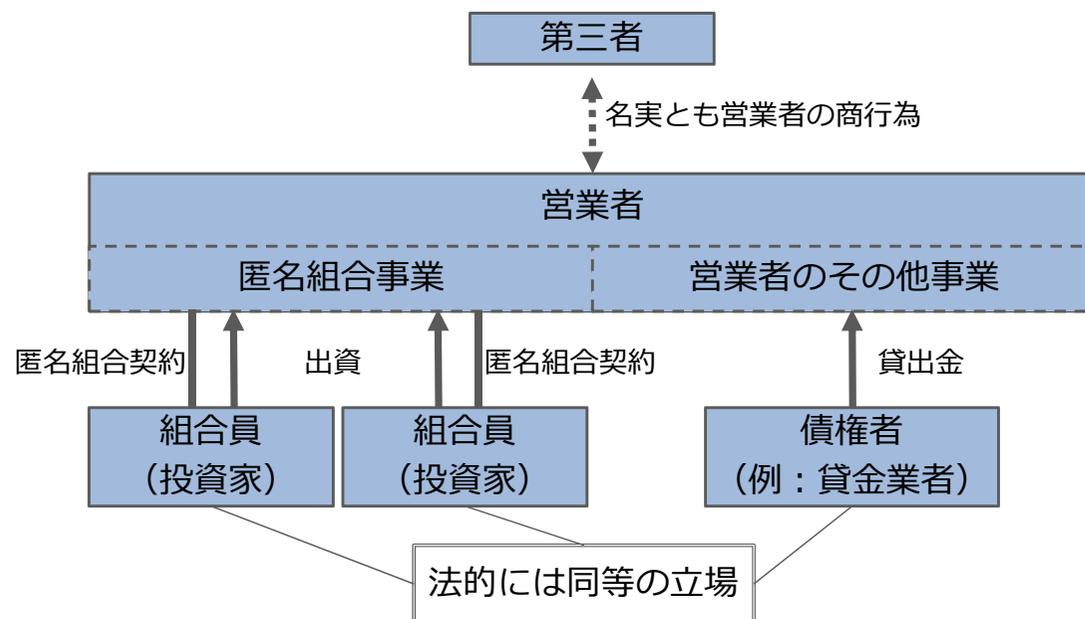
- （出資を受ける体制を整えることで）会計の透明化が進み、権利の明確化も促される。

4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ① 純粹投資 ～匿名組合の活用～

- 匿名組合*では、パススルー課税（出資者のみに課税）、権利関係の明確化（出資された財産は営業者に帰属）及び収益一元化（営業者に帰属）等が期待される
- 匿名組合の営業者は、自身でコンテンツ製作を行うほか、集めた資金を元に製作委員会を構成してコンテンツを製作することも可能
- 第二種金融商品取引業の登録にかかる時間・費用等のコストが発生

図表：匿名組合契約



図表：匿名組合で期待される効果

- パススルー課税の対象
- 権利関係の明確化
- 収益が営業者に一元化される

資料) 経済産業省(2003)「コンテンツファイナンス研究会 報告書」

4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ②クラウド・ファンディング

- 現状、クラウド・ファンディング*のうち、購入型クラウド・ファンディングが主流
- プロモーションとしてパイロットフィルムを制作するなど、リーンスタートアップとしての活用が期待（映像コンテンツの製作費用全額を賄うことは難しい）される
- 企画の効果検証や企画力の向上にも繋がり得る

図表：（参考）クラウド・ファンディングの種類

類型	購入型	投資型	貸付型	寄付型
概要	資金提供者が実行者へ代金を前払い。実行者は資金提供者へ完成した商品等を提供。	資金提供者が実行者へ匿名組合*契約に基づき出資。実行者は資金提供者へ事業収益を分配。	資金提供者がCF事業者へ匿名組合契約に基づき出資。実行者はCF事業者から借入れ。実行者は資金提供者へ金利支払い。	資金提供者が実行者へ寄付。
リターン	商品・サービス	事業収益	金利	なし
法規制	特定商取引法等	金商法（第二種）	金商法（第二種）、貸金業法	なし
サービス例	Makuake READYFOR? CAMPFIRE A-port 等	セキュリテ 等	Crowd Bank SBIソーシャルレンディング AQUSH Maneo 等	JapanGiving 等

図表：クラウド・ファンディングで期待される効果

- プロモーション効果
- 企画の効果検証や企画力の向上

活用例

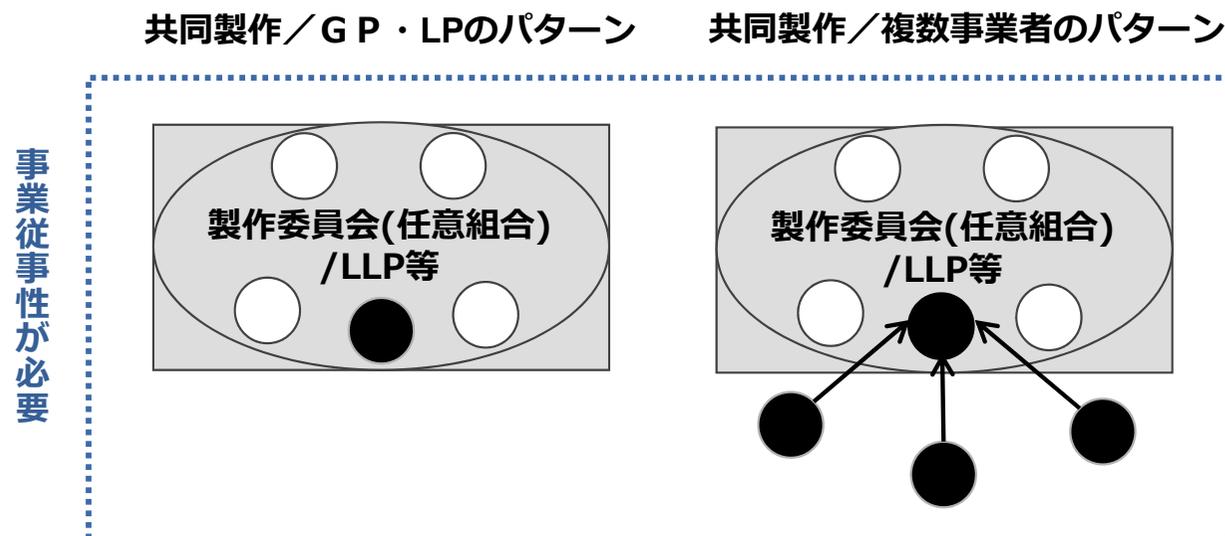
- ～この世界の片隅に～
- 片淵須直監督のアニメーション映画
 - Makuake（購入型クラウド・ファンディングサイト）を利用
 - 目標金額2,000万円
 - のべ3,374人から総額3,600万円を超える資金調達に成功

※現時点では、投資型・貸付型で映像作品の資金調達を行う事例はあまりみられないが、目的に応じて適切なクラウド・ファンディングを選択することが望まれる。

4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ③新たな共同事業の推進 ～共同事業～

- 新たな資金調達手法では、既存のプレイヤーに加えて、現在**製作委員会に参加していない非コンテンツ事業者や海外のコンテンツ事業者等と共同事業を行う**ことが考えられる
- 非コンテンツ事業者／海外のコンテンツ事業者に対する、**製作委員会の概要の明確化**や、**製作委員会の透明化**、**権利の明確化**等が求められる
- 共同事業者全員が、金融商品取引法上の事業従事性を満たす必要あり



図表：非コンテンツ事業者／海外事業者との共同製作で期待される効果

- (非コンテンツ事業者や海外事業者を受け入れる体制を整えることで) 会計の透明化が進み、権利の明確化も促される。

※事業従事性は、金融商品取引法の要請（法第2条第2項第5号二、法施行令第1条の3の3第6号、法第2条に規定する定義に関する内閣府令第7条第1項第3号）

※上図における「●」は、海外事業者（海外における上映や配信等を担当）や非コンテンツ事業者（広告宣伝等を担当）を想定

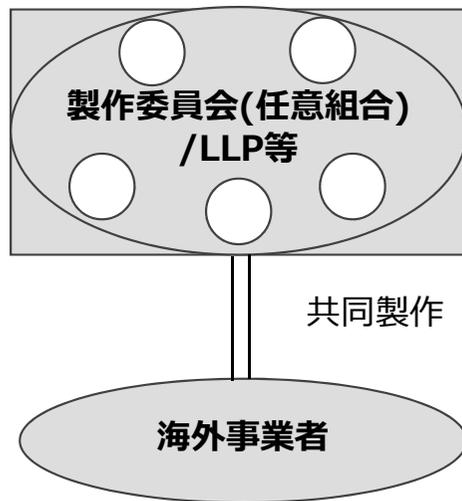
※二種登録等の詳細は、「5. 用語解説（第二種金融商品取引業登録・適格機関投資家等特例業務について）」も参照

4. 考えられる対応策案

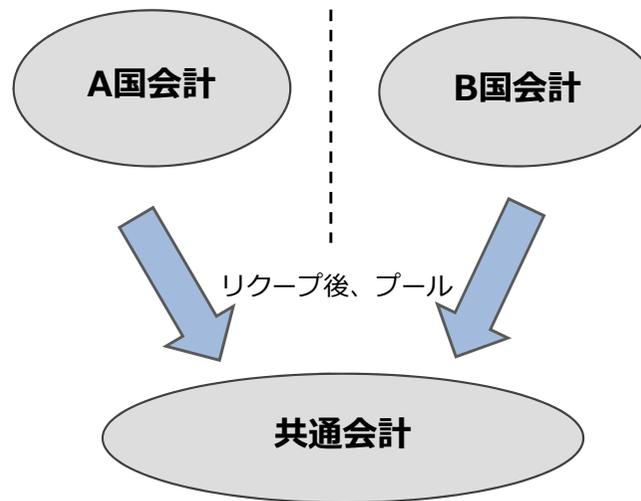
(2) 対応策案 ③新たな共同事業の推進 ～国際共同製作（合作）～

- **国際共同製作***は世界的に増加傾向であるものの、日本では、国内の映画市場が大きいこと、海外事業者との交渉の時間や手続が煩雑であること等から、プロジェクトは少数にとどまる
- 日本における国際共同製作では、多くの場合「**ポッド制**」*が採られる
- 共同製作により、相手国で補助金を受けたり、**クォータ制***の枠内で流通できる等の優遇措置が受けられること、会計の透明化と権利の明確化が促されること等が期待される。
- ただし、組合形式をとり、海外事業者に利益を配分する場合には、国内で生じた所得について源泉徴収が必要となることに留意する必要がある。

図表：国際共同製作のイメージ



図表：ポッド制のイメージ



図表：国際共同製作で期待される効果

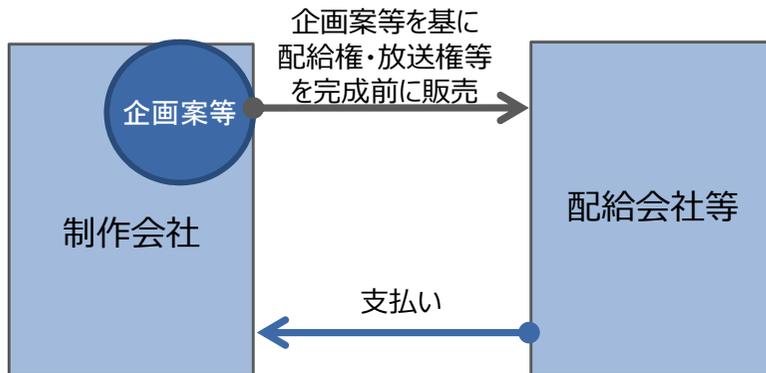
- 資金調達の出資者や、対象となる補助金の種類が増える。
- 映画国籍が海外にもまたがるため、クォータ制にかからない。
- 海外事業者との営業の過程で会計の透明化が進み、権利の明確化 (Chain of Title*等)も促される。

4. 考えられる対応策案

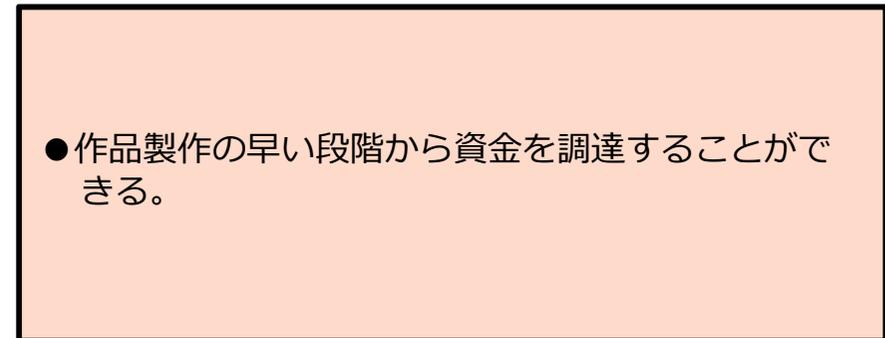
(2) 対応策案 ④販売モデル ～プリセール～

- **プリセール***とは、**映像作品が完成する前に権利（配給権・放送権等）を販売する手法**
- プリセールでは、企画案と素材、トラックレコード（実績）が必須であり、配給会社等との契約においては（最大で必要となる場合の）予算規模や、その予算額が真実であることの表明保証等が請求されることがある（寺澤[2010]）
- プリセールを活用した資金調達手法として、**最低保証金（MG）*請求権**を担保に、金融機関から融資（デット）を受ける方法（ブリッジファイナンス）もある（次頁参照）

図表：プリセールのイメージ



図表：プリセールで期待される効果



参考) 寺澤幸裕(2010)「プロダクションコスト」(平成22年度コンテンツ産業人材発掘・育成事業(有望若手映像等人材海外研修事業))

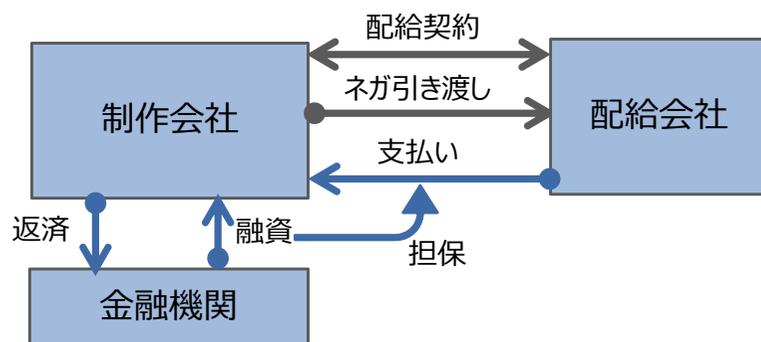
4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ④販売モデル ～デット～

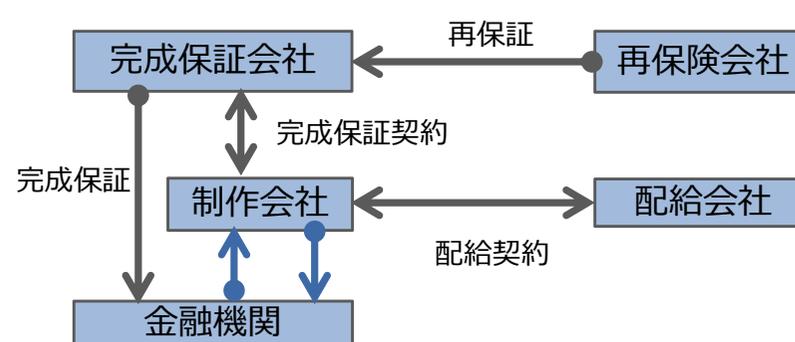
- デット（融資）の方法では、ネガティブ・ピックアップ*によるスキーム（図表参照）が活用されている。製作費の不足分を借り入れるギャップ・ファイナンス*等の事例も見受けられる
- 海外では、融資を受ける際に作品が定められた期日までに予算の範囲内で完成されることを完成保証会社が補償する完成保証保険*の加入が条件とされることが多い。なお、海外の大手製作会社では、クロス・コラテラル*を採用する場合もある
- 製作委員会等がデットを受ける体制を整えることで、会計の透明化が進み、権利の明確化が進むことが期待

図表：ネガティブ・ピックアップのイメージ

一般的なネガティブ・ピックアップのスキーム



完成保証を加えた場合のスキーム



図表：デットで期待される効果

- （融資を受ける体制を整えることで）会計の透明化が進み、権利の明確化も促される。

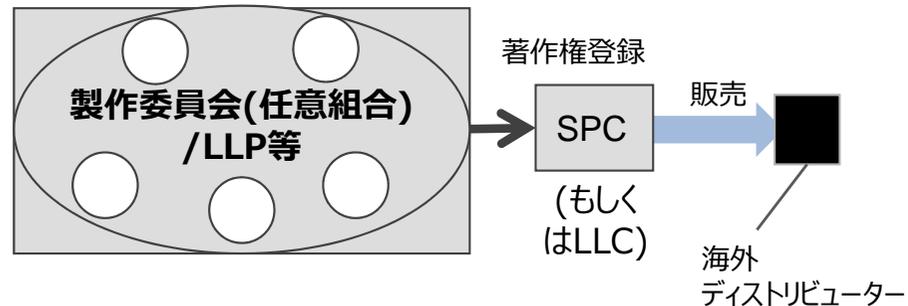
4. 考えられる対応策案

(2) 対応策案 ④販売モデル ～ 売買（ライセンス/譲渡、買切/収入配分）～

- 現在、我が国コンテンツに対する海外配信やリメイクに関する引き合いは増加傾向
- 海外への販売を進めるにあたっては、**ライセンス/譲渡、買切/収入配分に向けた体制を整える**ことが期待される
- S P Cに海外展開に関する権利を集約（支分権*の一部譲渡*等）して、海外ディストリビューター等に販売することも考えられる
- Chain of Title*の確保や著作権登録*を進める中で、収益の透明化や権利の明確化が求められる

図表：S P Cの活用イメージ

海外販売の権利をSPCに集約してまとめて販売



図表：売買が進むことによる求められる制度

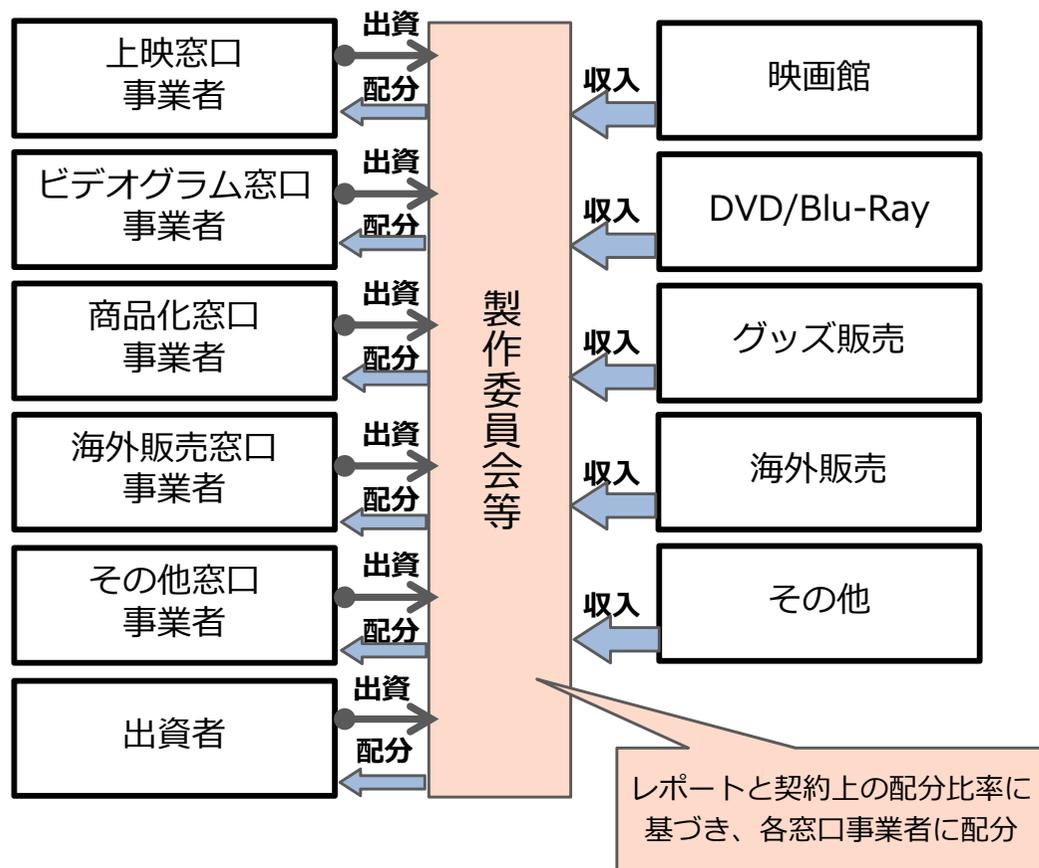
- 権利明確化
 - Chain of Title *
 - 著作権登録
- 透明化
 - 収益一元化（S P C等の活用[上図参照]や匿名組合*等）
 - マネジメント
- グローバルスタンダード

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ①収益一元化

- 製作委員会は、各窓口事業者の収入から窓口手数料等の各種経費を除いた残りを収益とする仕組み
- 海外から製作委員会に参加したい事業者や、事業を行わない出資者にとっては、会計の不透明性に不安を覚えるおそれ
- 製作委員会等の**製作主体（ビークル）に収益を一元化し、レポートと契約時の配分比率に基づいて各社に配分**することで、**海外事業者や非コンテンツ事業者が参加しやすい仕組み**にすることが考えられる

図表：収益一元化のイメージ



図表：収益一元化で期待される効果

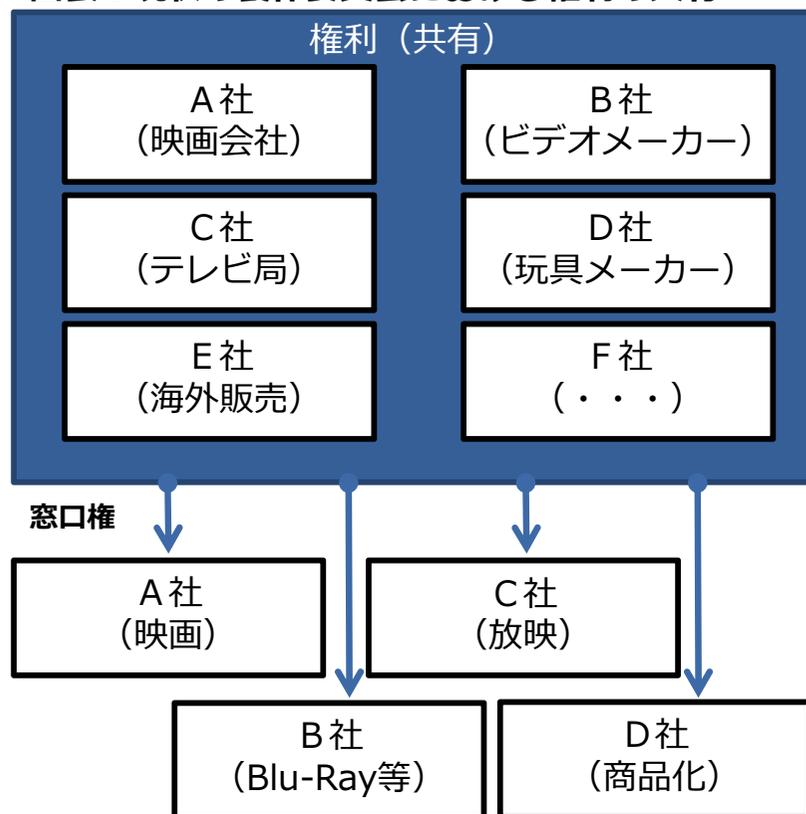
- （非コンテンツ事業者や海外事業者を受け入れる体制を整えることで）会計の透明化が進み、権利の明確化も促される。

4. 考えられる対応策案

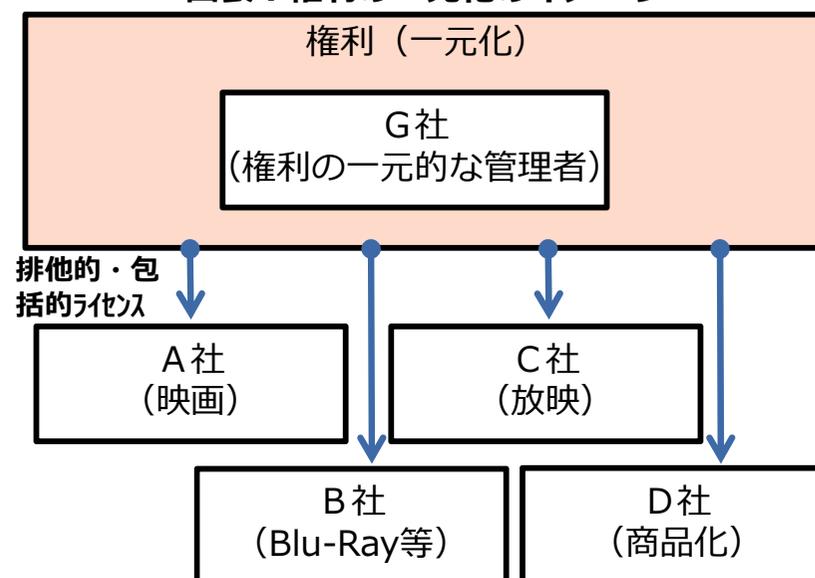
(3) 必要となる制度 ②権利一元化

- 権利を一元化し、各社に排他的・包括的ライセンスを付与することで、①**権利の所在を明確**にするとともに、②**新しい分野が現れたときの意思決定の迅速化**が図れる。また、③**権利者の合併・倒産等のリスクを隔離しやすくなる**等のメリット
- 著作権は共有されないが、適切なライセンス契約をすることで、適正な対価等の還元をすることが可能

図表：現状の製作委員会における権利の共有



図表：権利の一元化のイメージ



図表：権利の一元化で期待される効果

- 権利が明確化される
- 新しい分野が現れたとき等に意思決定が迅速になる
- 権利者の合併・倒産等のリスクを隔離しやすくなる

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ③契約可視化（製作委員会の概要の明確化）

- 製作委員会の一般的な契約条項は以下の通り。ただし、一般的な製作委員会契約において記載されていると考えられる主な条項を抜粋したものであり、実際には様々なオプションが付されていたり、修正が加えられていることに留意が必要である。
- 英訳したものはp.32-34に記載。訳出にあたってはスクワイヤ外国法共同事業法律事務所 井口加奈子弁護士にご協力いただいた。

① 一般条項について

- ✓ **目的**：各組合員が共同して資金を出資し、映画の製作や利用等の共同事業を行い、収益を出資比率に応じて分配することを明記（※金商法の要件）。
- ✓ **対象作品**：一般的に、題名、原作、脚本、監督、出演、上映時間及び仕様等によって特定される。
- ✓ **秘密保持**：契約内容や他の組合員の営業上又は技術上の一切の情報を、承諾なく第三者に漏洩してはならない旨の規定が入れられることが一般的である。
- ✓ **存続期間**：一般的には、契約締結日から著作権の存続期間終了日までとされる。
- ✓ **清算手続**：組合からの脱退の手続等や、その場合の清算手続等について記載される。脱退者に対する出資の払戻の有無を記載しておくことが重要である。
- ✓ **権利義務の譲渡**：各組合員は、製作委員会契約に基づく権利について、他の組合員以外の第三者に対して、製作委員会の組合員全員の同意なく譲渡（質権設定等の処分を含めることもある。）してはならないことを規定する必要がある（※金商法の要件）。
- ✓ **協議**：契約に記載のない事項等については、協議を行って解決する旨の規定。
- ✓ **準拠法及び合意管轄**：製作委員会方式は、ほぼ日本国内でのみ利用される形態であることから、準拠法は日本法とされることがほとんどである。第一審の専属的合意管轄裁判所を決めておくことが多い。

② 出資関係について

- ✓ **出資比率**：総製作費の負担割合（出資比率）、振込期限及び振り込まなかった場合の取扱い等について記載される。

③ 映画の制作について

- ✓ **制作業務委託**：製作委員会若しくは製作委員会から委託を受けた組合員（特に幹事会社）が制作会社と制作業務委託契約を締結、又は製作委員会の組合員が映画を制作することを規定。
- ✓ **製作費**：製作費を規定。P & A 費や製作費超過の際の対応等についても、協議する旨規定しておくことが多い。
- ✓ **完成責任**：製作委員会から制作業務の委託を受けた組合員が、特定の期日までに作品を完成させ、納品することを保証することを規定。
- ✓ **権利処理**：製作委員会から制作業務の委託を受けた組合員が、本映画の利用に関して求められる著作権、肖像権等の権利処理について、責任を負うことを規定。

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ③契約可視化（製作委員会の概要の明確化）

④ 権利関係について

- ✓ **原作等の使用許諾**：幹事会社が、原作や脚本等に関して、著作権等の権利者から、対象作品を製作し、利用する権利を付与されていることを保証するもの。
- ✓ **権利の帰属**：著作権や引渡素材等の所有権等の権利の帰属について記載。一般的には製作委員会の組合員の共有とされ、各組合員は、出資比率に応じた持分を有する。各組合員は、製作委員会契約に基づく権利について、他の組合員以外の第三者に対して、製作委員会の組合員全員の同意なく譲渡（質権設定等の処分を含めることもある。）してはならないことを規定する必要がある（※金商法の要件）。

⑤ 映画の利用について

- ✓ **窓口権**：国内上映権、国内TV放送権、国内ビデオグラム化権、国内商品化権、国内出版権及び国内自動公衆送信権並びに海外での利用権について設定されるのが一般的である。
- ✓ **窓口手数料**：窓口手数料（窓口権に基づいて得られた収入の〇%と設定されることが多い。）や、トップオフされる経費についても規定されることが多い。

⑥ 会計について

- ✓ **製作委員会収入**：窓口手数料、著作権使用料、P & A 費及び成功報酬等の必要経費を除外したものである。収入の分配時期や方法についても併せて規定される。必要経費の状況については、会計の明確化の観点から、報告書の作成が義務づけられることが多い。
- ✓ **幹事手数料**：幹事会社は、企画に至るまでのプリプロダクションの段階でリスクを負って費用を支払っていることや、完成や権利関係について責任を負うこと等があるため、幹事手数料が支払われることがある。
- ✓ **帳簿及び会計監査**：製作・利用に関して、収支等を記載した帳簿、会計記録その他契約関係書類等を保存し、営業所（多くは幹事会社となる。）に備え置くこと、また、必要なときには各組合員が閲覧可能とする旨の規定が導入されることもある。

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ③契約可視化（製作委員会の概要の明確化） [English version]

- The following are extracts of the main standard clauses which are usually included in a typical film production partnership (“Production Partnership”*) agreement with important points to consider. They are based on the assumption that the governing law will be Japanese law: they may not be applicable to agreements governed and construed by the law of a different country. These clauses may be amended or subject to the exercise of an option before they are finalized, depending on the commercial background and other details relating to each particular agreement.

* The Production Partnership is a consortium formed and financially contributed by various companies including a television broadcaster, a film distributor, a film production company, a publisher, an advertising agency and a video production company with a shared aim to jointly operate to produce and exploit a film. In most cases, it is in the form of a partnership under the Civil Code (voluntary partnership); although the members are usually not individual persons, the legal structure is considered to be a partnership, not a joint venture, unless otherwise agreed between the partners. Partners decide matters of the Production Partnership by counselling each other and reaching an agreement. Partners are co-owners of any right relating to the Production Partnership including copyright: each partner owns undivided interest with no right to assign or sever one’s interest unless otherwise agreed between the partners.

1.General clauses:

-Agreement objectives: The agreement should expressly state that each partner jointly contributes to the partnership, jointly operates the business and makes decisions of film production and exploitation, and that the profit will be distributed according to the percentage of contribution by each partner (This is a requirement under the Financial Instruments and Exchange Act).

-Film: Information about the film to be produced (including the title, source material, script, director, cast, running time, and other specifications) is generally set out in this clause.

-Confidentiality: The agreement should include a confidentiality clause which prohibits the partners from disclosing any confidential information (including the terms of this agreement and any confidential business and technical information of the partners) to any third party without the prior written consent of the other partners.

-Term: The term of the agreement usually runs from the date on which the parties enter into the agreement until the date on which the copyright covering the film expires.

-Liquidation: Procedures for withdrawal from the partnership and any resulting liquidation/dissolution should be set out. It is important that the agreement provides whether a withdrawing partner will be reimbursed for their contribution upon withdrawal.

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ③契約可視化（製作委員会の概要の明確化） [English version]

-Consultation: There is usually a clause which states that any dispute over issues which are not expressly provided for in the agreement shall be resolved by mutual consultation among the Production Partnership partners.

-Governing law and jurisdiction: Japanese law is chosen as the governing law in most cases because the Production Partnership scheme is used almost exclusively in Japan. The parties to the agreement will often decide in advance which particular court will have exclusive jurisdiction in the first instance in respect of any disputes which arise out of or in connection with the agreement.

2. Financial contribution

-Capital contribution ratio: This clause should provide, among other financial information: (i) the ratio of each partner's capital contribution to the total production cost (the "capital contribution ratio"); (ii) the deadline for payment of the contribution; and (iii) how the Production Partnership manages any failure by a partner to pay its contribution.

3. Film production

-Production outsourcing: This clause should provide that the Production Partnership or a partner delegated by the Production Partnership (usually the organizer), will enter into a production outsourcing agreement with a third-party production company to produce the film. Alternatively, the agreement may provide that one of the partners of the Production Partnership will produce the film.

-Production cost: This clause should provide a breakdown of the production budget. It often also provides a mechanism to deal with any print, advertising and/or production costs which are over the production budget.

-Production responsibility: This clause should provide that a partner who is delegated by the Production Partnership to produce the film undertakes to complete and deliver the work by the agreed deadline.

-Rights management: A partner who is delegated by the Production Partnership to produce the film should provide an undertaking to obtain a license to any rights necessary to exploit the relevant film, including copyright and publicity rights.

4. Rights and licences

-Licences: The organiser should provide a warranty that the relevant rights holders, including the owner of the copyright in the source material or script, have granted all necessary licences to allow the Production Partnership to produce the relevant work and exploit it.

-Ownership of rights: The agreement should set forth which parties will own the copyright and other intellectual property rights in the film. Typically, rights in the film are co-owned by the partners to the Production Partnership, with each partner owning a pro rata share based on the proportion of their contribution.

-Assignment: The agreement must provide that each partner is prohibited from assigning any of its rights under the agreement (or other dealings such as a pledge) to any third party unless all partners of the Production Partnership unanimously approve such assignment (This is a requirement under the Financial Instruments and Exchange Act).

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ③契約可視化（製作委員会の概要の明確化） [English version]

5. Exploitation of the film

-Negotiation of exploitation rights: One or more of the partners is generally delegated by the Production Partnership to negotiate with third parties the grant of rights to exploit the film in Japan, including screening, TV broadcasting, producing videogrammes, merchandising, publishing and automatic public transmission, the rights to exploit the film outside of Japan. The partner who will be responsible for negotiating each such right is usually designated in the agreement.

-Commission fees for negotiation of the exploitation rights: The agreement often states whether commission fees shall be paid to the partner negotiating on behalf of the Production Partnership and whether and which 'off the top expenses' shall be deducted. Commission fees are generally calculated as a percentage of the profit derived from exercise of granted exploitation rights.

6. Accounting

- Income of the Production Partnership: The income of the Production Partnership usually refers to the profit after deducting necessary expenses, including the commission fees for negotiation, copyright licenses, Print and Advertising costs and contingent fees payable under the agreement. The agreement typically specifies how and when such income shall be distributed to the partners. It is often provided that each partner shall produce a report setting forth the necessary expenses incurred by them in order to keep the accounting transparent.

-Commission fees to the organiser: Commission fees may be paid to the organiser. The organiser usually bears the pre-production risk and costs, and often guarantees the production and/or warrants that necessary licences have been obtained.

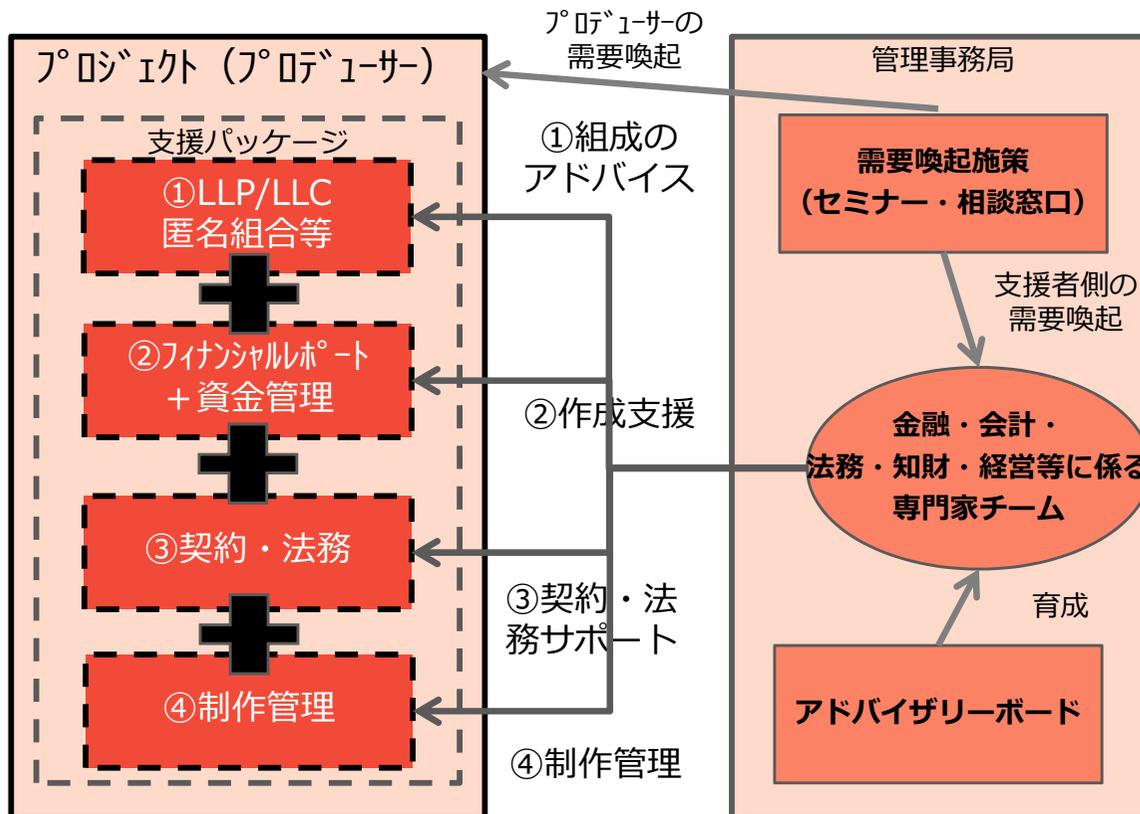
- Accounting and audit: Accounting and audit: It may be provided that an accounting showing revenue and expenditure, records of account and contracts concerning the production and exploitation of the film shall be maintained at a place of business of the Production Partnership (often that of the organizer) and each partner is entitled to inspect such records when necessary.

4. 考えられる対応策案

(3) 必要となる制度 ④ マネジメント

- 多様な資金調達を促進するには、「収益の一元化」「権利の一元化」「契約の可視化」などが必要。LLP・LLC等の組成や、法務管理、資金管理、制作管理等
- 我が国ではこうした手法論は、必ずしもプロデューサーに十分蓄積されているとはいえないところ、弁護士や公認会計士、その他コンサルタント等の専門家による支援の可能性の検討

図表：考えられる制度の一例



図表：マネジメントの導入で期待される効果

- 新しいスキームに関心が集まるきっかけをつくる
- 多様な資金調達スキームを普及するきっかけをつくることできる
- 映像分野の専門家が育成される

5. 用語解説

(50音順)

- ・ **E&O (Errors and Omissions Insurance) 保険**：第三者からの権利侵害を理由とした作品の利用差止請求や損害賠償請求等に対するリスクを金銭的にカバーする保険
- ・ **完成保証保険**：完成保証会社が、資金提供者に対し、映像コンテンツの完成及び素材の引渡を保証すること。完成保証会社の役割は、①事前に承認した脚本、予算及び制作スケジュール等の条件に従った映像コンテンツの完成及び引渡し、②予算が超過した場合の追加費用の支払い、並びに③映像コンテンツが完成しない場合の資金の返還等とされる
- ・ **ギャップ・ファイナンス**：出資やプリセール等で製作費がカバーできない場合、将来の売上を担保として製作費の不足分を金融機関からの借り入れで調達する手法
- ・ **クオータ制**：自国のコンテンツ保護等を目的とし、自国コンテンツの上映・放送につき、日数やスクリーン数等による枠を設けて、国内の映画館・放送局に義務付ける制度
- ・ **クロス・コラテラル**：過去の実績や自社が保有する映画資産を担保とした低リスクの融資を受け、ある作品の収益で他の作品の損失補填を可能とするスキーム
- ・ **クラウド・ファンディング**：オンライン・サイトを通じて、不特定多数の法人・個人の資金提供者から、比較的少額の資金を集める手法をいい、リターンの種類によって、購入型や投資型等の類型に分けられる。購入型クラウド・ファンディングは資金提供者が代金を前払いし、実行者は完成した商品を届ける仕組み。投資型クラウド・ファンディングは実行者との匿名組合契約に基づいて出資するもので、実行者は資金提供者へ事業収益を分配する仕組みとなる
- ・ **国際共同製作**：複数国にて出資を集め、複数国にまたがる製作体制を取って製作すること
- ・ **最低保証金 (ミニマム・ギャランティ：MG)**：配給会社が映画製作者に対して支払う分配金の最低保証額
- ・ **支分権**：狭義の著作権は著作権法21条～28条に規定する11の支分権（複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）からなる
- ・ **Chain of Title**：ライセンスを与える側に権利が帰属しているか（あるいは必要な権利処理がなされているか）を示す書面を指す
- ・ **匿名組合**：商法535条に規定される契約に基づくスキームであり、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、相手方がその営業から生じる利益を分配することを約する契約により組成される。営業者と出資者とは、個々に契約する
- ・ **著作権登録**：著作権法上、著作権の譲渡は当事者間の譲渡契約のみでその効力が生じるものの、当該著作権譲渡の登録がなければ二重譲渡があった場合に第三者に対抗することができない。文化庁の著作権登録制度では、著作物または著作権等に関する著作権法で定められた一定の事実（作者の実名、第一発行年月日、創作年月日、著作権・著作隣接権の移転等、出版権の設定等のいずれか）について、その内容を登録することができる
- ・ **(著作権) 譲渡**：著作権を譲渡すること。地域・期間を限定してその一部を譲渡することも可能である。また、譲渡担保契約により、著作権の移転登録を前提として、著作権は債権者に移転するものの、債務者は従来通り著作権を利用することができる。当該著作権に設定された譲渡担保権により、債務者は融資を受け、決められた期限内に弁済できれば著作権も回復される
- ・ **ネガティブ・ピックアップ**：製作会社が制作開始前に配給会社と作品の配給契約を締結し、金融機関が当該作品の配給契約による最低保証金や前払金の請求権を担保に製作資金の融資を行う。作品完成時に製作会社から配給会社へ作品のネガが引き渡されると、配給会社からその対価が製作会社に支払われ、金融機関への返済に充当される
- ・ **プリセール**：作品完成前に国内または海外の配給権や放送権等の権利を販売する手法
- ・ **ポッド制**：各国・各地域でそれぞれ投資金額が回収できるまでロイヤリティは配分せず、各国・各地域でリクープした後に全体で配分する仕組み

5. 用語解説（ビークル別の特徴）

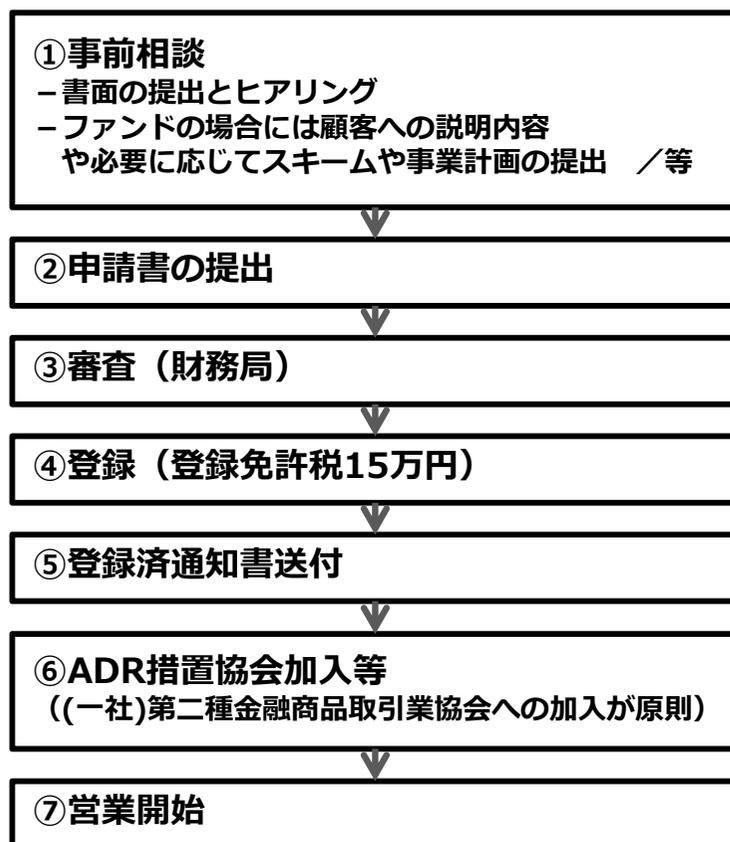
		製作委員会 (任意組合)	LLP (有限責任事業組合)	匿名組合	LLC (合同会社)	株式会社
法律上の根拠		民法	LLP法	商法	会社法	会社法
法人格		なし	なし	なし 営業者:あり	あり	あり
出資者の責任		無限	有限	匿名組員:有限 営業者:無限	有限	有限
意思決定の方法		組員の過半数 契約変更可(全員一致)	全員一致 契約変更可	営業者の単独 契約変更可(全員一致)	社員の過半数 定款変更可	株主(取締役)の過半数
業務執行の方法		各組員 (業務執行組員)	各組員	営業者の単独	各社員 (業務執行社員)	各取締役 (代表取締役)
財産 (権利)	帰属	組員の共有	組員の共有	営業者	会社	会社
	著作権登録	可	可	可	可	可
利益分配の方法		①契約、②出資比率 ※利益相反あり	①契約、②出資比率 ※利益相反あり	①契約、②出資比率	①定款、②出資比率 ※財源規制あり	株式比率 ※財源規制あり
組成	方法	民法上の組合契約	有限責任事業組合契約、出資払込	匿名組合契約	定款、出資払込、登記	定款、定款認証、機関設置、出資履行、登記等
	コスト	印紙代	印紙代、登録免許税	印紙代	印紙代、登録免許税	印紙代、登録免許税、定款認証手数料
	登記	不要	必要(公知のため)	不要	必要	必要
課税		組員 (パススルー課税)	組員 (パススルー課税)	匿名組員 (パススルー課税)	会社 (二重課税)	会社 (二重課税)
金商法の規制		対象 例外:コンテンツ製作	対象 例外:コンテンツ製作	対象 (第二種金融商品取引業)	対象外	対象外

5. 用語解説（第二種金融商品取引業登録・適格機関投資家等特例業務について）

- 出資金を集めてコンテンツ事業への投資を行う行為は、いわゆる集团的投資スキームに該当する。募集者は、金融庁に対し、出资方式に応じて「**a)第二種金融商品取引業**」の登録、又は「**b)適格機関投資家等特例業務**」による届出が必要
- 全ての出資者が何らかの事業に参画する場合（全員常時従事スキーム又はコンテンツ事業の特例）には、金融商品取引法の適用除外（事業従事性の要件）

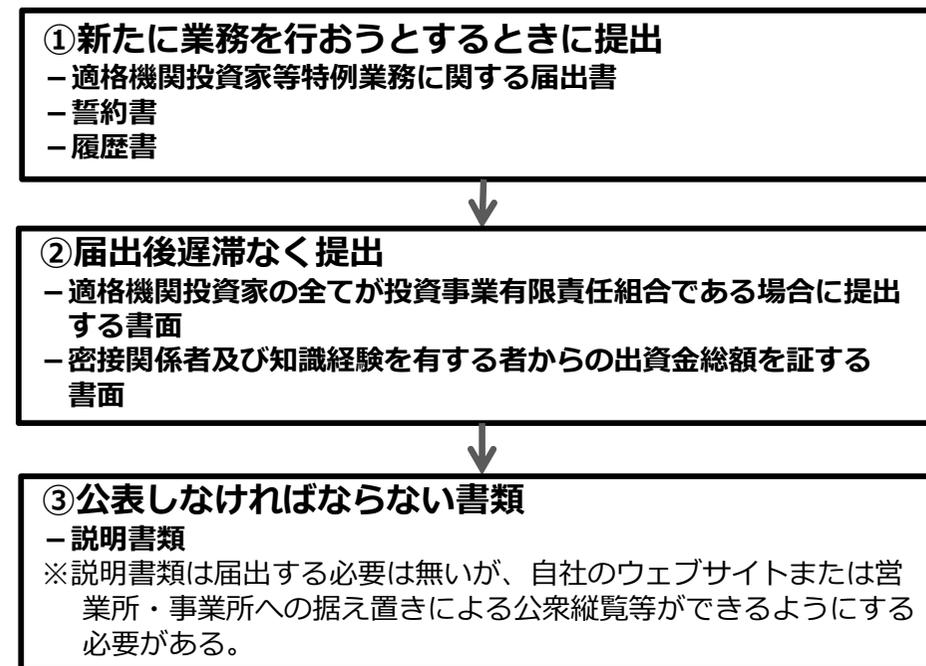
a) 第二種金融商品取引業の登録の手続き等

※多数の法人・個人投資家による出資を募る場合



b) 適格機関投資家等特例業務の届出の手続き等

※1人以上のプロ投資家と、一定の資力、投資経験を有する法人・個人（49人以内）からの出資を募る場合



（関東財務局ウェブサイトを参照）
<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032000314.html>
<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/kinshotorihou/tokurei.htm>
その他、詳細な必要書類や条件等は、金融庁や各地方財務局のウェブサイト等を参照されたい